

鎌倉市危機管理対処方針

令和元年（2019年）9月

鎌 倉 市

防災安全部

鎌倉市危機管理対処方針

目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 定義	1
(1) 災害（自然災害及び都市災害）	
(2) 武力攻撃事態等	
(3) 事件等の緊急事態	
3 市の責務	1
(1) 基本的責務	
(2) 計画と実施	
4 市民の協力	2
5 事業者の協力	2
第2章 危機管理の基本方針	
1 事前対策	2
(1) 事業者・関係機関等との連携	
(2) 訓練・研修への取組み	
(3) ボランティア団体等との協力体制の確立	
(4) 市民等への情報提供	
2 緊急対策	3
(1) 危機発生時の組織体制	
(2) 関係機関等と連携した緊急対策の実施	
(3) 自衛隊等への応援要請	
(4) 市民への情報提供	
(5) 災害時要配慮者への対応	
3 事後対策	4
(1) 市民生活の安定・復旧	
(2) 調査・検証	
第3章 危機対応計画	
1 鎌倉市地域防災計画	4
(1) 風水害等災害対策編	
(2) 地震災害対策編	
(3) 資料編	
2 鎌倉市国民保護計画	5
3 鎌倉市緊急事態対策計画	5

第1章 総則

1 目的

この対処方針は、鎌倉市の危機管理の基本を定め、総合的に不測の事態に適切な対応をとることにより、市民（観光滞留客等を含む）の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とします。

2 定義

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼす恐れがある事態」をいいます。

この対処方針においては、これを「災害（自然災害及び都市災害）」「武力攻撃事態等」「事件等の緊急事態」の三つに大別し、定義します。

（1）災害（自然災害及び都市災害）

災害とは、災害対策基本法（昭和33年法律第223号）第2条第1項に定める暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいいます。

（2）武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）に定める「武力攻撃事態」「武力攻撃予測事態」「存立危機事態」「緊急対処事態」をいいます。

（3）事件等の緊急事態

事件等の緊急事態とは、感染症、環境汚染、BSE、SARS等、災害や武力攻撃事態等以外の危機をいいます。

3 市の責務

（1）基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、地方公共団体、その他の関係機関と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する責務を有します。

(2) 計画と実施

市は、国、県、地方公共団体、その他の関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及びこの対処方針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたっての必要な計画を策定し、これを実施する責務を有します。

また、計画は、観光地としての視点から観光滞留客等に対しても配慮したものとします。

4 市民の協力

(1) 市民は、平常時から様々な危機に備えるために、危機管理に対する知識・技術の習得に努めるとともに、自ら地震等に対する住宅等の安全性の向上、危機に備えるための手段を講ずるよう努めるものとします。

(2) 市民は、危機に際して地域の中で相互協力（自主防災組織等）して被害を最小限にとどめるよう努めるものとします。

(3) 市民は、危機に対する訓練等に積極的に参加し、危機に際しての自発的な活動が実施できるよう努めるものとします。

(4) 市民は、危機管理に際して市の危機管理対策に積極的に協力するよう努めるものとします。

5 事業者の協力

(1) 事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、その社会的責任に基づき、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努めるものとします。

(2) 危機管理において、事業者も地域社会の一員として、積極的に市民、自主防災組織などと相互に連携・協力するよう努めるものとします。

第2章 危機管理の基本方針

1 事前対策

事前対策では、平常時から危機に関する情報の収集に努め、市民、事業者、関係機関等の横断的連携を図り、危機管理を推進していきます。

(1) 事業者・関係機関等との連携

平常時から、事業者、関係機関等と危機情報の共有化を図り、危機発生時に関係機関がスムーズに対応できるように連携・協力体制作りを推進します。

(2) 訓練・研修への取組み

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画、立案し積極的に取り組んでいきます。

(3) ボランティア団体等との協力体制の確立

危機発生時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、「かまくら災害ボランティアネットワーク」を中心に連携・協力体制づくりを推進します。

(4) 市民等への情報提供

市民、事業者と行政が一体となって危機に備えることが重要であることから、危機管理に関する知識・技術をはじめ、危機に関する情報を積極的に市民等に提供していきます。

2 緊急対策

危機発生時には、被害や影響を最小限に止めるための緊急対策を実施します。緊急対策では、本市組織の能力を最大限に活用し、市民の生命の安全確保を最優先として事態を收拾するため最善を尽くします。

(1) 危機発生時の組織体制

危機発生時において、市は危機の種別状況に応じて、危機管理担当部署及び関係部署を中心に事態の情報収集と分析を実施します。

危機の種別、規模や被害等を早急に把握し、全庁的な対応が必要な場合は、市対策本部を迅速に設置し、状況に応じた対応を行います。

(2) 関係機関等と連携した緊急対策の実施

危機発生時には、被害や影響を最小限に止めるために、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急医療・消火活動、被害の拡大防止等の緊急対策を実施し事態を迅速に收拾します。

(3) 自衛隊等への応援要請

危機発生時には、その危機の発生規模や被害状況により、本市だけでは対応できないと認められる場合は、自衛隊、他地方自治体等から速やか

な応援を得るように努めます。

(4) 市民への情報提供

危機発生時には、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報は、防災行政用無線をはじめ、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ正確に提供します。また、情報内容はできる限りわかりやすく、市民の立場に立った情報となるよう努めます。

(5) 災害時要配慮者への対応

危機発生時には、情報取得や避難が遅れがちになる災害時要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人）に対し、優先して情報提供や避難等の誘導対応を行うよう努めます。

3 事後対策

事後対策では、危機の収拾後に市民生活の回復を図るため、当面の生活援護等の支援を実施します。

さらに、危機の再発防止、被害の軽減、緊急対策の改善を目的として総合的な調査、検証を行い、危機管理全体の向上に努めます。

(1) 市民生活の安定・復旧

危機の収拾後には、市は関係機関等と相互に協力をして、被災者等の生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民生活の早期回復と復興の促進に努めます。

(2) 調査・検証

危機の収拾後には、状況に応じて国、県等の協力を得ながら危機発生の調査及び検証を行います。

また危機管理全体について総合的な検証を行い、予防及び被害の軽減などの改善策や必要に応じて、それぞれの計画の修正を含む見直しを図り、危機管理体制をより向上させます。

第3章 危機対応計画

1 鎌倉市地域防災計画

鎌倉市地域防災計画は、「災害対策基本法」に基づき策定しています。

鎌倉市における災害に対処するための基本的な総合的計画として、鎌倉市防災会議が策定する地域防災計画です。

災害の種類に応じて「風水害等災害対策編」「地震災害対策編」「資料編」

に区分し、三編で構成されています。

(1) 風水害等災害対策編

暴風・豪雨・洪水・高潮・がけ崩れ・火山災害・雪害等の自然災害対策及び放射性物質災害を体系別に事前予防計画・発生時の応急対策計画・災害復旧計画を策定し掲載しています。

(2) 地震災害対策編

地震災害に対し、事前の予防計画・地震発生時の応急対策計画・復旧復興計画と東海地震に関する事前対策計画を策定し掲載しています。

(3) 資料編

災害に係る防災関係機関・災害協定・広域避難場所・ミニ防災拠点、備蓄品・鎌倉市防災会議条例・鎌倉市災害対策本部条例等の資料を掲載しています。

2 鎌倉市国民保護計画

鎌倉市国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護に関する法律」及び「神奈川県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等に備えて、市民の保護のための措置に関する計画で、「鎌倉市国民保護協議会」に諮問したうえで策定します。

基本的な骨格は市の責務、市民保護の基本方針・武力攻撃事態等の種別・平素からの備えや予防・武力攻撃事態等への対処・復旧計画・武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等の緊急処理事態等を掲載します。

3 鎌倉市緊急事態対策計画

鎌倉市緊急事態対策計画は、鎌倉市地域防災計画や鎌倉市国民保護計画に計画されている以外の事件等の緊急事態で、緊急に対応する必要がある感染症・環境汚染・BSE・SARS等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するための計画を策定します。